

施策の方向性を踏まえた事業の実施状況と今後の課題等について

基本目標1

| | | | |
|--------|--|--------|-------------------|
| 基本目標1 | 家庭における子育てへの支援 | 施策の方向1 | 多様な子育て支援サービス環境の整備 |
| 施策の方向性 | 身近なところで子育て中の保護者と子どもが気軽に集まれる場所を増やし、個々のニーズに応じた子育てに関する情報を手に入れることができるよう、多種多様な子育ての情報を提供するとともに、発信の方法を検討し、子育ての楽しさを感じてもらえるよう家庭を支える仕組みを築いていきます。 | | |

| | 担当課 | 施策の方向性を踏まえた事業の実施状況と今後の課題（目標） |
|---|-------------|--|
| 1 | 児童センター | 子どもの年齢に合わせた子育て支援事業を開設した。定期的実施する登録制事業だけでなく、室内公園やお話シアター等、幅広い年齢層が参加できる事業を実施した。開催時期に合わせて、広報あしや、上宮川文化センターだより、子育てアプリ、ホームページで各事業の募集情報を発信した。同年代の子どもを持つ保護者同士の子育て交流および仲間づくり、親子のふれあいを深める場として多くの利用があった。今後も感染対策をしながら、少しでも多くの方に利用してもらえるよう、実施事業についてよりわかりやすい情報提供をしていく。 |
| | 実施事業 | No.4「子育て情報の提供」 No.6「子育て講演会、講座」 No.7「母親同士の交流」 No.13「児童センターにおける子育て支援」 |
| 2 | 子育て政策課（政策） | 子育てサポートブック「わくわく子育て」を改訂、3,700部発行し、市内の各施設に配布して最新の情報提供に努めた。また、ホームページに掲載している子育て情報サイトの随時更新に加え、子育てアプリを活用し、子育てセンター等の事業に関する情報提供を行った。アプリの登録者数は年間を通して毎月増加しており、令和4年3月末時点で2,643人となった。今後も引き続き子育て支援の情報提供に努めていく。 |
| | 実施事業 | No.4「子育て情報の提供」 |
| 3 | ほいく課（ほいく） | 体験保育や園庭開放は、新型コロナウイルス感染防止の観点より再開できなかった。こども園・保育所では、各施設のホームページを更新し、「芦屋市立こども園・保育所ってどんなところ？」のページを更新する等、子育て情報の提供を引き続き行っている。今後は新型コロナウイルス感染症の状況を見ながら、園庭開放から再開し、体験保育も実施できるようにしていき、子育て支援の場としてこども園・保育所を利用してもらえるように積極的に情報を提供していく。 |
| | 実施事業 | No.4「子育て情報の提供」 No.12「幼稚園・保育所・認定こども園における地域子育て支援」 |
| 4 | 子ども・家庭総合支援課 | 子育てセンターのむくむくを中心に、各地域で地域子育て支援拠点事業を実施し、育児への不安感や孤立感を抱える保護者へのサポートを行った。また、子育て支援センターでは、子ども家庭総合支援室と、子育て世代包括支援センターとの一体的支援により妊娠期から子育て期を切れ目なく支援し、ファミリー・サポート・センター事業の実施など、多様なニーズに応じた支援を提供している。今後も地域できめ細やかなサービスが提供できるように、子育て支援の充実を図っていく。 |
| | 実施事業 | No.1「子育て援助活動支援事業」 No.2「子育て短期支援事業」 No.3「養育支援訪問事業」 No.4「子育て情報の提供」 No.5「わくわく冒険ひろば」 No.6「子育て講演会、講座」 No.8「こどもフェスティバルの開催」 No.9「子育て支援センター・子育て世代包括支援センター」 No.10「あい・あいるーむ」 No.11「地域子育て支援拠点事業」 |

| | 担当課 | 施策の方向性を踏まえた事業の実施状況と今後の課題（目標） |
|----|--------|---|
| 5 | 健康課 | 広報あしや、ホームページ、母子健康手帳アプリにおいて、各事業について案内し、参加を促している。また、各乳幼児健康診査にて、市で作成している育児ブック（配布数：4か月児健康診査 519人、1歳6か月児健康診査 636人、3歳児健康診査 677人）を用いて育児情報の提供を行ったり、他機関の子育て情報の提供を行っている。今後も乳幼児健康診査等を通じて、子育て情報の提供を実施し、子育てに関する不安の軽減を図っていく。 |
| | 実施事業 | No.4「子育て情報の提供」 |
| 6 | 管理課 | 市立幼稚園における預かり保育や幼児教育・保育無償化等の子育て支援に関する情報をホームページ等で周知した。今後も、市民からの問い合わせのあった内容をホームページに反映させる等、広報の充実に努めたい。 |
| | 実施事業 | No.4「子育て情報の提供」 |
| 7 | 学校教育課 | 市立幼稚園で開催する、「3歳児親子ひろば（さんさんひろば）」や「未就園児親子ひろば」、各幼稚園のオープンスクールの情報について、広報あしやや子育てアプリ、各幼稚園のホームページにて発信した。また、広報掲示板での掲示や対象年齢児の保護者にチラシを配布した。今後も引き続き、幼稚園での未就園児が参加できる市立幼稚園のイベント情報や在園児との交流、園庭開放などの情報を、積極的に各幼稚園のホームページや子育てアプリ等で発信し、未就園児とその保護者の遊び場の提供や保護者の子育て相談にも対応できるよう、広く周知を図る。 |
| | 実施事業 | No.4「子育て情報の提供」 No.12「幼稚園・保育所・認定こども園における地域子育て支援」 |
| 8 | 青少年育成課 | 広報あしや、ホームページ等において子育て情報を提供した。昨今の電子媒体の需要を踏まえて、よりオンライン上での情報提供を充実させたい。 |
| | 実施事業 | No.4「子育て情報の提供」 |
| 9 | 公民館 | 公民館事業として家庭教育セミナーで『その声かけ、子どもの可能性を狭めてるかも!?～私たちのアンコンシャス・バイアス（無意識の偏見）について考える～』というテーマのセミナーをオンラインで開催。300人が参加し、アンケートでは97.5%がセミナーに参加して良かったと回答している。今後も教育や子育てをテーマにしたセミナーを開催する。 |
| | 実施事業 | No.6「子育て講演会、講座」 |
| 10 | 図書館 | 広報あしや、ホームページだけでなく、子育てアプリや子育てサポートブック「わくわく子育て」を活用し、「親子で楽しむ絵本の会」などのイベント情報をお知らせした。また健康課と連携し「ブックスタート」事業として4か月児健康診査時に、絵本を紹介する冊子「であってみたいこんな本」を配布した。今後も引き続き配布を行う。 |
| | 実施事業 | No.4「子育て情報の提供」 No.14「図書館における子育て支援」 |

| 基本目標 1 | 家庭における子育てへの支援 | 施策の方向2 | 子育て家庭への経済的支援 |
|--------|--|--|--------------|
| 施策の方向性 | 経済的な理由で子どもを産み育てることが困難な状況にならないよう引き続き各種手当等の経済的支援を充実します。また、幼児教育・保育の無償化の実施にあたっては、対象者の把握に漏れがないよう必要な手続を進めるとともに、関係機関との情報共有等の連携を行いながら、保護者への周知等に努めます。 | | |
| | 担当課 | 施策の方向性を踏まえた事業の実施状況と今後の課題（目標） | |
| 1 | 保険課 | <p>出産育児一時金制度については、「国保あんない」やホームページに掲載し、産科医療補償制度加入医療機関で出産した場合42万円、加入していない医療機関又は海外で出産した場合40万4千円（条例改正により令和4年1月1日以降に出産した場合は40万8千円）を支給している。令和3年度実績は、対象者42件、給付額17,624,000円。令和2年度は、対象者41件、給付額17,156,000円であり、前年に比べ増加した。</p> <p>現在は、直接支払制度により医療機関にて手続きが完了するケースがほとんどだが、出生児の国民健康保険加入手続きの際にも、制度の利用漏れがないかどうか確認を徹底する等、今後も引き続き制度の案内や周知を行う。</p> | |
| | 実施事業 | No.3「子ども（又は養育する親）に対する援助」 | |
| 2 | 地域福祉課 （福祉医療） | <p>これまでも「乳幼児等・こども医療費助成制度」あるいは「障害者医療費助成制度」として該当世帯の医療費を助成し、制度の周知にも努めてきた。</p> <p>引き続き、関係課（市民課や障がい福祉課）との密接な連携を維持して対象者を漏れなく把握し、確実な支援を実施するとともに、ホームページや市広報紙による制度の周知に努める。</p> | |
| | 実施事業 | No.3「子ども（又は養育する親）に対する援助」 No.4「障がい児（又は養育する親）に対する援助」 No.8「生活困窮者自立支援制度における事業」 | |
| 3 | 障がい福祉課 | <p>身体障害者手帳や療育手帳の申請時・窓口での交付時、支給対象となる可能性のある児童の保護者に手当の制度内容を説明し、申請月が遅れないよう案内を行っている。また、ホームページ及び障がい福祉のしおりに制度内容を掲載し広報している。課内の担当者間で連携することにより、支給対象となる可能性のある児童を把握できるよう努めるとともに、関係課とも連携して変更申請等について漏れなく案内できるよう努めている。（障害児福祉手当 64件、重度心身障害児介護手当 0件、特別児童扶養手当 120件、福祉施設等通園(通学)費扶助 0件）</p> <p>引き続き関係機関と連携し、手当申請・届出等について漏れのないよう対応していきたい。</p> | |
| | 実施事業 | No.4「障がい児（又は養育する親）に対する援助」 | |
| 4 | 子育て政策課 （こども） | <p>子ども（又は養育する親）に対する援助について、児童手当 8,898人（昨年度9,037人）、交通遺児就学激励金 0人（昨年度0人）、児童福祉施設入所等徴収金の助成 0人（昨年度1人）、子育て世帯への臨時特別給付 5,882人、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）744人に給付した。</p> <p>障がい児（又は養育する親）に対する援助について、福祉施設等通園(通学)費扶助（日額600円以内） 8人、障がい児施設入所等費用の助成 0人に給付した。通所費用を助成することにより、家庭の負担軽減を図った。</p> <p>今後も引き続き給付・助成を実施していく。</p> | |
| | 実施事業 | No.3「子ども（又は養育する親）に対する援助」 No.4「障がい児（又は養育する親）に対する援助」 | |

| | 担当課 | 施策の方向性を踏まえた事業の実施状況と今後の課題（目標） |
|---|------------------------|--|
| 5 | ほいく課 （施設運営） （入所） | 前年度から引き続き、第2子以降の保育料の軽減、ひょうご保育料軽減事業、実費徴収に係る補足給付事業を実施することで、子育て家庭の経済的負担の軽減を図った。今後も継続して事業を実施していく。ひょうご保育料軽減事業、実費徴収に係る補足給付事業については申請をもとに支給するため、対象者には園と連携し適切に周知していく。 |
| | 実施事業 | No.5「教育・保育施設等の利用者に対する援助」 No.7「実費徴収に係る補足給付事業」 |
| 6 | 健康課 | 妊娠中の健康診査の受診を促進し母体や胎児の健康を確保するため、妊婦健康診査費の助成を行う。健やかな成長発達が促されるよう家庭訪問を実施し、また、医療を必要とする未熟児に対して医療給付を行う。（妊娠届出数535人、妊婦健康診査助成券利用人数776人、償還払い人数107人、未熟児養育医療給付17人）今後も子育て家庭に対し、子育て支援サービスの提供及び、経済的支援を継続し子育ての支援に努める。 |
| | 実施事業 | No.1「妊婦健康診査」 No.2「未熟児養育医療の給付及び未熟児訪問指導」 |
| 7 | 建設総務課 （市営住宅担当） | 令和3年度は17世帯の子育て世帯に対し、住宅困窮度点の加点を行った。また、公的住宅への斡旋は11世帯であった。経済的な理由で子供を産み育てることが困難な状況に陥ることを防止するために、市営住宅等入居希望者登録において、子育て世帯に対する住宅困窮度の加点を行うことで、できるだけ公的住宅が提供できるよう支援を行っている。引き続き、住まいの提供に関し、公的住宅の空き状況と入居申込み状況を十分に把握することで適切に住戸の斡旋を行う。 |
| | 実施事業 | No.6「子育て世帯等の公的住宅への入居」 |
| 8 | 管理課 | 利用者に対する援助について、前年度から引き続き、就学援助費・在日外国人学校就学補助金の支給、実費徴収に係る補足給付事業、子育てのための施設等利用給付事業を実施することで、子育て家庭の経済的負担の軽減を図り、幅広く補助を行うことができた。今後も継続して事業を実施していく。 |
| | 実施事業 | No.5「教育・保育施設等の利用者に対する援助」 No.7「実費徴収に係る補足給付事業」 |
| 9 | 青少年育成課 | 放課後児童クラブ新年度入会募集の際に、育成料の減額、免除についての説明文を入れ、周知した。令和3年度入会申請受付時期からは、基準日時点で芦屋市に住民票がある方に関して、市民税証明書の提出を不要としたことにより、援助を受けやすい状態にした。今後も継続して事業を実施していく。 |
| | 実施事業 | No.3「子ども（又は養育する親）に対する援助」 |

| | | | |
|--------|---|--------|-------------|
| 基本目標 1 | 家庭における子育てへの支援 | 施策の方向3 | ひとり親家庭の自立支援 |
| 施策の方向性 | 関係機関と連携し、子育て支援や生活支援、就労支援、経済的支援等、総合的な支援に努めるとともに、支援に漏れがないように制度の周知を継続して行います。 | | |

| | 担当課 | 施策の方向性を踏まえた事業の実施状況と今後の課題（目標） |
|---|-------------------|---|
| 1 | 地域福祉課 （福祉医療） | これまでも「母子家庭等医療費助成制度」として該当世帯の医療費を助成し、制度の周知にも努めてきた。引き続き、関係課（子育て推進課こども係）との密接な連携を維持して対象者を漏れなく把握し、確実な支援を実施するとともに、ホームページや市広報紙による制度の周知に努める。 |
| | 実施事業 | No.3「ひとり親家庭に対する経済的支援」 |
| 2 | 生活援護課 | 生活保護を必要とするひとり親家庭の申請に基づき、適切に扶助費を支給した。就労が可能な場合は担当CWだけではなく就労支援員も就職支援や増収支援を行い、負債を抱えている場合は法テラスへ繋ぎ生活立て直しの支援を図った。また必要に応じて子ども家庭総合支援室と積極的に連携し、継続的な支援に努めた。生活保護制度による安定した生活費を得ることで、就労・自立することへの意欲の低下がみられるケースの就労支援が課題であるため、ハローワークとの連携を密にし少しでも経済的自立に繋げていく必要がある。 |
| | 実施事業 | No.3「ひとり親家庭に対する経済的支援」 |
| 3 | 子育て政策課 （こども） | 母子・父子家庭相談について、母子・父子自立支援員が就労支援や経済的支援に関する相談に応じた。 （母子・父子自立支援員：1人 相談件数：675件（昨年度629件）） 母子・父子自立支援員が母子家庭、寡婦及び父子家庭の生活全般の相談に応じた。また、法律問題（離婚、相談等）に関する相談は専門家（弁護士）につないだ。 ひとり親家庭の就労支援援助について、母子・父子自立支援プログラム参加者は1件（昨年度1件）あった。 ひとり親家庭の自立のための就労支援として、ハローワーク等の関係機関と連携し、情報提供をはじめ、資格取得、能力開発のための支援、援助を行った。 ひとり親家庭に対する経済的支援について、児童扶養手当（受給者数：438人（昨年度440人））、母子寡婦父子福祉資金の貸付（申請件数：5件（昨年度2件））、 低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）（受給者数：508人）を行った。 今後も市ホームページ等を通じて、ひとり親家庭への支援制度の周知に務める。 |
| | 実施事業 | No.1「母子・父子家庭相談」 No.2「ひとり親家庭の就労支援援助」 No.3「ひとり親家庭に対する経済的支援」 No.4「ホームヘルプサービス」 No.5「芦屋市白菊会活動への支援」 |
| 4 | 建設総務課 （市営住宅担当） | 令和3年度は18世帯のひとり親家庭に対し住宅困窮度点の加点を行った。また、公的住宅への斡旋は9世帯であった。市営住宅等入居希望者登録において、ひとり親家庭に対する加点を行うことで、できるだけ公的住宅を提供できるように支援を行っている。引き続き、住まいの提供に関し、公的住宅の空き状況と入居申込み状況を十分に把握することで適切に住戸の斡旋を行う。 |
| | 実施事業 | No.3「ひとり親家庭に対する経済的支援」 |

| | | | |
|--------|---|---------|--------------|
| 基本目標 1 | 家庭における子育てへの支援 | 施策の方向 4 | 親と子の健康づくりの推進 |
| 施策の方向性 | 健康診査、健康相談等の母子保健事業をきめ細かく実施することにより、相談できる環境整備を進めるとともに、適切な育児情報を提供し、育児不安の軽減を図ります。また、支援が必要な家庭を早期に把握し、関係機関との連携を強化しながら、専門的な相談につなぐことで、子育て家庭が自信とゆとりを持って子育てができるよう努めます。 | | |

| 担当課 | 施策の方向性を踏まえた事業の実施状況と今後の課題（目標） |
|-------|---|
| 1 健康課 | <p>【妊産婦健康相談】妊産婦を対象に助産師等による個別相談を行う。 母子健康手帳交付時の保健師による全数面接535人 妊産婦（母乳）相談件数37件</p> <p>【乳児家庭全戸訪問】生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う。 対象戸数 532戸 訪問数 426人(うち新生児訪問 4人)訪問率 79.5%</p> <p>【未訪問の内訳】他市・他機関への依頼による訪問8人 電話相談対応75人 病院入院中2人 転出3人 海外在住1人 希望無し2人 転入5人 連絡つかず10人</p> <p>【乳幼児健康診査】4か月児 / 10か月児 / 1歳6か月児 / 3歳児にて健康診査を実施している。 4か月児健康診査：受診者519人 受診率97.6% 10か月児健康診査：受診者526人 受診率96.3% 1歳6か月児健康診査：受診者636人 受診率100.5% 3歳児健康診査：受診者677 受診率91.4%</p> <p>【育児相談】乳児を対象に身体計測及び保健師と栄養士、助産師による子どもの発達や育児についての個別相談を行う。 実施回数12回 参加延べ人数 381人 参加実人数 193人 あいあい一むでの育児相談：※新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、中止</p> <p>【こどもの相談】乳幼児健診において、経過観察が必要な子どもや、5歳児発達相談を希望する保護者に対し、医師・臨床心理士・保健師による個別相談を行う。 精神科医師による相談：実施回数15回 相談実数26人 延数42人 小児科医師による相談：実施回数4回 相談実数7人 延数8人 心理相談員による相談：実施回数23回 相談実数104人 延数114人</p> <p>【親と子どもの健康教育】「プレおや教室」「もぐもぐ離乳食教室」「幼児の食事とおやつ教室」等の事業を実施し、離乳食等について楽しく学ぶ機会を提供する。 プレおや教室「沐浴クラス」 実施回数6回 参加延べ数115人、「出産準備クラス」実施回数5回 参加延べ数87人 もぐもぐ離乳食教室 実施回数7回 参加延べ数112人、オンラインもぐもぐ離乳食教室（後期）実施回数 12回 参加延べ数 29人 幼児の食事とおやつ教室 実施回数5回 参加延べ数16人、グッドバランスアップ教室 実施回数2回 参加延べ数2人</p> <p>【アレルギーに対する事業】アトピー性皮膚炎の子どもを持つ保護者等を対象にした栄養士、保健師による個別相談や、アレルギーに関する専門医の講義を実施する。 アレルギー健康診査 対象者数157人 受診者数51人 アレルギー栄養相談 実施回数4回 延相談者数3人 実相談者数3人 アレルギー教室（オンライン） 実施回数1回 参加者数7組 めだか水泳教室 実施回数3グループ×8回 延参加者98人 実参加者15人</p> <p>【予防接種事業】予防接種法に基づいた定期予防接種事業を行う。また、適齢期の子どもに対して、個別通知や保育所・幼稚園・学校への通知を行い、周知に努める。「芦屋市の予防接種について」「予防接種と子どもの健康」を生後1か月半頃に個別送付。各健診、予防接種週間（チラシ配布）、就学前健診の予防接種確認等で予防接種についての接種勧奨を行っている。MR2期・DT・日本脳炎については、個別通知を行い勧奨している。HPVについては、小学校6年生・中学校3年生を対象に、保健の授業にて教諭から情報提供を行った。 結核（BCG）：515人、ジフテリア・百日咳・破傷風・急性灰白髄炎（四種混合）：2,088人、麻疹・風疹（MR）：1,287人、 喉頭蓋炎・肺炎・菌血症・細菌性髄膜炎（Hib）：2,049人、小児肺炎球菌：2,053人、B型肝炎：1,512人、水痘：1,106人、 日本脳炎：1,833人、ジフテリア・破傷風（DT）：667人、ロタウイルス：1,096人</p> <p>引き続き、相談・健診・教育を中心とした母子保健事業をきめ細かく実施し、切れ目なく支援を行っていく。</p> |
| 実施事業 | No.1「妊産婦健康相談」 No.2「妊婦歯科健康診査」 No.3「乳児家庭全戸訪問事業」 No.4「乳幼児健康診査」 No.5「保健センターによる育児相談」 No.6「こどもの相談」 No.7「親と子どもの健康教育」 No.8「アレルギーに対する事業」 No.9「定期予防接種事業」 |

| | | |
|---|--------|---|
| | 担当課 | 施策の方向性を踏まえた事業の実施状況と今後の課題（目標） |
| 2 | 市立芦屋病院 | 当日10時までに連絡があれば利用可能な病児・病後児保育を実施し、令和3年度利用実績は、延べ209人だった。また、令和3年度は「産後ケア入院」の受け入れ依頼に100%対応、問い合わせ等を含めると5件で、利用は1件であった。 また、院内保育所（対象は生後57日目から10歳に到達する年度末。定員18人まで）を設置し、職員が働きやすい環境も整備している。 |
| | 実施事業 | No.10「市立芦屋病院による育児支援」 |

| | | | |
|--------|---|--------|---------------|
| 基本目標1 | 家庭における子育てへの支援 | 施策の方向5 | 子育ての悩みや不安への支援 |
| 施策の方向性 | 身近な相談相手として地域の民生委員・児童委員や福祉推進委員、子育てセンター、保育所等の各施設において、引き続き、保護者の孤立を防ぎ、悩みを抱え込まないよう、必要な情報提供・助言等の取組を進めます。さらに、子育て世代包括支援センターを活用することによって、相談体制の充実を図るとともに関係機関との連携調整を行います。 | | |

| | | |
|---|----------------|--|
| | 担当課 | 施策の方向性を踏まえた事業の実施状況と今後の課題（目標） |
| 1 | 地域福祉課 （管理） | 芦屋市子育て応援団（民生委員・児童委員等）の訪問希望があったご家庭に、地域の情報とスタイを持って訪問している。令和3年度は新型コロナウイルスの感染拡大の影響を受け、4か月検診での訪問促進の声かけ活動を行えず、49件の訪問申込みにとどまった。 地域での身近な相談相手がいること、本市の子育て支援制度や情報を知ってもらうための活動なので、より多くの保護者にご利用いただけるよう、令和4年度からは新型コロナウイルスの感染状況も鑑みながら4か月児健康診査での声かけ再開などPR活動を進める。 |
| | 実施事業 | No.3「民生委員・児童委員等による赤ちゃん訪問」 |
| 2 | 子育て政策課 （政策） | 県の実施する子育て支援員研修の募集情報を周知するため、ホームページに掲載し、受講希望者を取りまとめた。令和3年度は、募集に関する問い合わせが多数寄せられ、研修受講希望者数は8人であり、令和2年度（2人）と比較して大幅に増加した。 今後の課題は子育て支援員となった方の活躍の場を見つけていくことである。 |
| | 実施事業 | No.2「子育て支援員の育成、確保」 |
| 3 | 子ども家庭総合支援課 | 子育てセンターでは、職員が積極的に話しかけることで相談のきっかけづくりを行い、必要に応じて子ども家庭総合支援室等の関係機関へ繋いでいる。今後も複雑な相談が増えてくることが予測されるため、ホットラインや夜間・休日の電話相談などのさらなる周知とともに、相談員の知識や経験値の向上に努め、子ども家庭総合支援室と子育て世代包括支援センターとの一体的支援により妊娠期から子育て期を切れ目なく支援していく。 |
| | 実施事業 | No.1「子育て支援センター・子育て世代包括支援センターにおける子育て相談」 |
| 4 | 健康課 | 子育て世代包括支援センターを開設し、利用者支援事業(母子保健型)を実施している。保健師が常駐し、妊娠期から子育て期への切れ目のない支援の実現に努めており、令和3年度相談延べ人数は110人だった。 |
| | 実施事業 | No.1「子育て支援センター・子育て世代包括支援センターにおける子育て相談」 |

施策の方向性を踏まえた事業の実施状況と今後の課題等について

基本目標2

| | | | |
|--------|---|--------|---------------|
| 基本目標2 | 子どもの健やかな発達を保障する教育・保育の提供 | 施策の方向1 | 就学前教育・保育の体制確保 |
| 施策の方向性 | 入所待ち児童の解消及び3歳児の教育ニーズへの対応のため、保護者の就労に関わらず等しく質の高い教育・保育を提供できる認定こども園の整備を中心とした「市立幼稚園・保育所のあり方」の取組を着実に進めていきます。 また、今後も引き続き教育・保育ニーズの動向を踏まえ、適切な施設整備について検討していきます。 その他、教育・保育施設間での交流やそこで働く人々に対する研修を実施し、資質の向上等を図ることにより、子どもの健やかな成長を支援するとともに、定期的な教育・保育施設等への指導監査を実施します。 | | |

| | 担当課 | 施策の方向性を踏まえた事業の実施状況と今後の課題（目標） |
|---|----------------|---|
| 1 | ほいく課 (ほいく) | 新型コロナウイルス感染症の観点より、研修や世代間交流などを中止、延期、または縮小しての開催となった。今後は感染状況を見ながら関係施設と情報共有しながら、順次再開、拡充を行う。 要配慮児への関わり方や個別支援計画の立て方、保育士等キャリアアップ研修についての研修会の開催については、参加人数を減らして行った。今後も感染状況に合わせながら開催する。 巡回相談については、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から中止をした時期もあったが、その期間以外は行うことができた。巡回相談では、保育士や幼稚園教諭が保育環境、保育内容、防災計画、感染予防について情報共有を行い助言を行った。今後も状況を見ながら、巡回相談を行う。 保育の質の評価については、評価に関する冊子を市立・私立職員に配布し、個人の評価や園としての振り返りに加え、必要な研修等の検討を行い、ホームページに掲載した。今後も継続して行う。 |
| | 実施事業 | No.3「教育・保育施設における地域との世代間交流」 No.4「教育・保育施設同士の連携強化と積極的交流」 No.5「幼稚園教諭、保育士の人材育成と資質の向上」 No.6「教育・保育施設への巡回訪問及び保育の質の評価」 No.9「子どもの読書のまちづくり事業」 |
| 2 | ほいく課 (施設運営) | 市内の私立保育施設で、保護者の仕事、疾病等の理由により一時的に家庭での保育が困難な子どもに対する一時預かり事業を実施した。令和3年度からは市立西藏こども園内でも事業を開始したことで、さらに提供体制を確保することができた。 また、私立保育施設で働く保育士への援助として、一時金の支給及び家賃の一部援助を実施した。今後も引き続き援助を継続し、保育士・保育教諭の定着支援を行う。 |
| | 実施事業 | No.1「一時預かり事業」 No.7「幼稚園教諭、保育士の処遇改善をはじめとする労働環境への配慮」 No.8「教育・保育施設の職員等に対する援助」 |
| 3 | ほいく課 (施設整備) | 令和4年4月のいせ虹こども園開園と、同6月のあいさいこども園開園に向けて整備した。 また、打出保育所・大東保育所の民間移管を行った。 今後も引き続き「市立幼稚園・保育所のあり方」を踏まえ、認定こども園等の就学前施設の整備に取り組んでいく。 |
| | 実施事業 | No.2「教育・保育施設等施設整備事業」 |

| | 担当課 | 施策の方向性を踏まえた事業の実施状況と今後の課題（目標） |
|---|-------|--|
| 4 | 管理課 | 市立幼稚園全園において預かり保育を実施した。幼稚園全体の園児数が減少しているが、1園当たりの平均利用者数は、前年度と大きく変わらず横ばいであるため、一定数の利用ニーズがあることが認められる。子育て支援施策として、令和3年度は岩園幼稚園において、3歳児の受け入れを開始した。市立幼稚園における3歳児保育の検証を行なうとともに、引き続き預かり保育事業を実施していく。 |
| | 実施事業 | No.1「一時預かり事業」 No.2「教育・保育施設等施設整備事業」 |
| 5 | 学校教育課 | 就学前教育・保育施設間の幼児の交流は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、中止となった。市立幼稚園全園で感染防止対策を講じながら、公開保育並びに研究会を実施し、研究協議や講師の先生の指導により、市内の幼稚園教諭、保育教諭、保育士が共に学ぶ機会となった。また、3歳児保育を試験的に実施している岩園幼稚園については、市立幼稚園、認定こども園、保育所から参観を受け入れ意見交流を行い、3月には、1年間の保育についての報告会を行った。今後も、就学前教育・保育施設の職員がともに研修する機会を設け、質の高い幼児教育を目指していく。子どもの読書のまちづくり事業では、幼児が小学校図書館に行き、絵本に親しむ機会となった。 |
| | 実施事業 | No.1「一時預かり事業」 No.3「教育・保育施設における地域との世代間交流」 No.4「教育・保育施設同士の連携強化と積極的交流」 No.5「幼稚園教諭、保育士の人材育成と資質の向上」 No.7「幼稚園教諭、保育士の処遇改善をはじめとする労働環境への配慮」 No.9「子どもの読書のまちづくり事業」 |
| 6 | 図書館 | 新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のため、開催回数や参加定員を縮小して「親子で楽しむおはなしの会」（1回、9人）、「親子で楽しむ絵本の会」（2回、21人）、「こどもおはなしの会」（7回、31人）、「えほんの会」（11回、45人）「打出分室こどもおはなしの会」（7回、38人）「夏休み折り紙教室」（1回、27人）「夏休み人形劇の会」（1回、19人）「niwa-doku」（文化ゾーン連携事業-芦屋市立美術博物館 庭・芦屋市谷崎潤一郎館 庭園）（1回、1,772人）を開催した。今後も、感染予防に努めながら継続的に実施し、子どもたちが図書館に来るきっかけになる行事や、本に親しみをもって楽しい読書活動ができるような行事に取り組む。 |
| | 実施事業 | No.9「子どもの読書のまちづくり事業」 |

| | | | |
|--------|---|--|------------|
| 基本目標2 | 子どもの健やかな発達を保障する教育・保育の提供 | 施策の方向2 | 小学校への円滑な接続 |
| 施策の方向性 | 就学前段階では、幼稚園・保育所等、利用する施設の種類が多く、保護者の選択も、各家庭の状況や実態において様々です。教育・保育施設に通っている・いないに関わらず、すべての子どもたちが年齢に応じて健やかな育ちを確保できるよう、また、それぞれの時期にふさわしい教育・保育が受けられるよう、職員への学びと育ちの連続性の共通理解を含めた資質向上のための研修、交流等の実施や、子ども同士の交流を進め、小学校への円滑な接続を図ります。 | | |
| | 担当課 | 施策の方向性を踏まえた事業の実施状況と今後の課題（目標） | |
| 1 | ほいく課 (ほいく) | 新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点より、「芦屋市接続期カリキュラム」に基づいて給食体験、プール体験、図書館訪問をはじめとする小学校訪問や小学生との交流がほとんど行えなかったが、感染状況を見ながら、小学生の絵本の読み聞かせなどの交流を行うことができた。小学校生活を模擬体験する「小学校ごっこ」については、訪問することはできなかったが、鉛筆の持ち方の動画配信を見たり、教材を配布するなどを行った。今後は、感染状況を見ながら、小学校への円滑な接続を目指し、近隣の小学校と連携を取りながら、幼稚園や認定こども園、保育所とも交流していく。 | |
| | 実施事業 | No.1「小学校との連携」 No.2「芦屋市就学前カリキュラムの実施」 No.3「芦屋市接続期カリキュラムの実施」 | |
| 2 | 学校教育課 | 就学前教育・保育施設と小学校との合同連絡会は、前もって作成した小学校教諭への質疑応答資料の配布と保こ幼小接続についての講師の動画配信を行った。「なかよし運動会」は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、中止となったが、幼児と児童とのリモートでの交流や、幼児の小学校の図書館訪問、保育者と教員の研究会や連絡会等、感染防止対策を講じながらできる範囲で交流を行った。今後、就学前施設と小学校との保育、授業参観、研究会等を通して、遊びから学びへの接続や連携の在り方を学び、さらなる円滑な接続をめざしていく。 | |
| | 実施事業 | No.1「小学校との連携」 No.2「芦屋市就学前カリキュラムの実施」 No.3「芦屋市接続期カリキュラムの実施」 | |

施策の方向性を踏まえた事業の実施状況と今後の課題等について

基本目標3

| | | | |
|--------|--|--------|---------------------|
| 基本目標3 | すべての子どもの育ちを支える環境の整備 | 施策の方向1 | 地域における子どもの居場所づくりの推進 |
| 施策の方向性 | 地域の中で安心して子ども同士が交流できる場として、公的施設を有効活用できるよう努め、今までの事業参加型だけでなく、自主性を重んじ、自由に活動や学習又は遊びができる子どもの居場所づくりを積極的に推進します。 | | |

| | 担当課 | 施策の方向性を踏まえた事業の実施状況と今後の課題（目標） |
|---|----------------------|---|
| 1 | 広報国際交流課 （国際交流） | 潮芦屋交流センターでは、子どもを対象とした教室(英語、空手、バレエ、ダンス、習字等)で貸室を定期的に提供しているだけでなく、イベント利用で多目的室をたくさん子どもたちに提供している。また、外国にルーツを持つ子どもの日本語教室を開催し、今後も子どもの居場所として地域に開かれた施設運営を目指す。 |
| | 実施事業 | No.3「公共施設の有効活用」 |
| 2 | 市民参画・協働推進室 （協働推進） | あしや市民活動センターでは、市民活動に関わることの面白さを子どもの頃から体感するための活動の場を提供している。また、自らの力を発揮できる居場所として「あしや部（芦屋在住の高校生の交流の場）」を応援している。学び、遊べる場の提供として、「夏休みわくわくスペシャル」（小中学生対象）、「おやこDAY」（就学前の子どもと保護者対象）、「芦屋発 君も今日から新聞記者」（小中高生対象）を実施した。また、子育て中の母親の居場所作りとして、「つきいちよるごはん（年長児から小学校低学年対象）」を実施した。新型コロナウイルス感染拡大防止のため、小中学生のボランティア活動グループ「スマイルボランティア」、芦屋大学ボランティア部aquaが中心の「さくらまつり清掃ボランティア実行委員会」の活動を中断したが、令和4年度の活動に向けて話し合いを設けた。今後も事業を継続し、市民活動を支える中間支援組織として活動の場を提供していく。 |
| | 実施事業 | No.1「地域における子育て支援活動」 No.3「公共施設の有効活用」 |
| 3 | 児童センター | 子どもたちの体力増進事業として、「卓球ひろば」を定期的開設。毎回、様々な校区からの参加があり、子ども同士が楽しく卓球で遊べる場として定着している。今後もより多くの子どもたちが児童センターへ来館し、仲間づくり及び遊び交流ができる場としての事業を充実させていく。 |
| | 実施事業 | No.7「児童館における子どもの居場所づくり」 |

| | 担当課 | 施策の方向性を踏まえた事業の実施状況と今後の課題（目標） |
|---|-----------------|--|
| 4 | 環境課 | 芦屋市立あしや温泉にて、子ども向けイベントとして下記のとおり実施を予定していたが、令和2年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、下記のとおり、屋外で実施可能な「あしや温泉祭」のみ感染症対策に配慮した上で実施した。子どもの日イベント（令和3年5月）こいのぼりのぬり絵は中止、七夕ウィーク（令和3年7月）は中止（館内掲示のみ実施）、あしや温泉祭はあしや健康福祉フェアが中止のため、あしや温泉のみで実施、ありがとう湯（令和3年9月28日）メッセージ入りのヒノキを浮かべたイベント湯はヒノキ風呂として実施、昔遊び体験（令和4年1月）（紙とんぼ等の遊び道具を待合室に用意）は中止、節分の日イベント（令和4年2月）鬼のぬり絵は中止となった。 今後は、室内イベントの実施方法について検討が必要である。 |
| | 実施事業 | No.3「公共施設の有効活用」 |
| 5 | 地域福祉課 （地域福祉） | 「高浜町ライフサポートステーション」で地域まなびの場支援事業における子どもの居場所を活用した全世代が交流できる共生型の居場所の提供を行った。 令和3年度においては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、一堂に会する催事を中止にせざるを得ない状況があり、例年と比較し開催回数が減少した。 コロナ禍が長期化する中で、開催方法の検討を行った結果、インターネット媒体（YouTube）を用いて企画内容を配信し、継続的な実施を行った。 参加者同士の交流という面では、課題が残っているため、配信以外の開催方法を引き続き検討していきたいと考えている。 |
| | 実施事業 | No.10「地域まなびの場支援事業」 |
| 6 | 福祉センター | 市の事業実施時や貸室時以外に、市民に運動室を開放した。子どもから高齢者まで多くの利用があるが、マナーを守り、ゆずりあっての利用を呼びかけ、子どもの居場所としても有効活用ができています。 令和3年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、運動室開放の一時中止を行ったが、前年と比べ短期間の中止であったため、実施回数が90回増の479回、参加者数も576人増の4,540人であった。 今後も新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を講じながら、引き続き子どもの居場所となるよう努めていきたい。 |
| | 実施事業 | No.3「公共施設の有効活用」 |
| 7 | 子育て政策課 （政策） | 子どもが利用できる公共施設の情報発信手段として活用している子育てアプリについて、全庁的に周知するために、毎月1日に掲示板に掲載し、活用促進を図った。また、市内の保育所・幼稚園・子育てセンター等で実施している、主に未就学児対象のイベントや講座を中心に子どもの居場所の発信を行った。発信時には、配信を知らせるプッシュ通知設定を必ず行い、より多くの登録者に情報が行きわたるよう工夫した。 今後も他部署と連携し、最新の情報を発信できるようにする。 |
| | 実施事業 | No.3「公共施設の有効活用」 |

| | 担当課 | 施策の方向性を踏まえた事業の実施状況と今後の課題（目標） |
|----|--------------------|--|
| 8 | ほいく課 (ほいく) | 新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点より、園庭開放や体験保育を実施できなかった。今後は、感染状況を見ながら再開の時期を具体的に検討する。 |
| | 実施事業 | No.1「地域における子育て支援活動」 |
| 9 | 子ども家庭総合支援課 | 子育てセンターの子育て支援室むくむくを中心に、市内の認定こども園や幼稚園、児童センター等で事業を実施している。今後も、他機関が行っている事業と連携し、ネットワークを広げることで、地域の子育て支援の充実を図る。 |
| | 実施事業 | No.1「地域における子育て支援活動」 No.3「公共施設の有効活用」 |
| 10 | 道路・公園課 (旧公園緑地課) | 公園施設の長寿命化計画に基づく老朽化施設の更新補修を実施している。職員による点検に加え専門業者による遊具の点検を実施し、安全性の確保に務めた。今後も継続して適切な維持管理を実施することにより、子どもが安心して遊べる環境を提供していく必要がある。 |
| | 実施事業 | No.3「公共施設の有効活用」 |
| 11 | 学校教育課 | 各幼稚園の施設を未就園児親子に開放し、親子で安心して遊び、保護者同士が交流できる場を提供した。また、全市立幼稚園にて、「3歳児親子ひろば」や「未就園児交流会」を実施し、コロナ禍でも、地域の未就園児が安心して遊べる場づくりや、子育て相談の場を提供した。子育てセンターが幼稚園施設を利用し、未就園児親子の自主グループ活動やなかよしひろば等の子育て支援拠点事業を実施している。今後も、市立幼稚園の「園庭開放」や「未就園児交流会」の内容の工夫等により、地域における子育て支援の充実を目指していく。 |
| | 実施事業 | No.1「地域における子育て支援活動」 |
| 12 | 打出教育文化センター | 月1回図書館が実施するこどもおはなしの会で和室を活用している。（利用料免除） 隣接する幼稚園に日本庭園を開放し、自然体験活動の場として提供している。（利用料免除） 小学校3年生の市内施設巡りや保育所の津波緊急避難場所（大東保育所・令和3年度からは西蔵こども園）としても活用している。 今後行われる大規模改修による日本庭園と隣接する打出公園との一体化に併せて、子どもたちがより訪れやすい環境を整備していく。 |
| | 実施事業 | No.2「公共施設等利用料金の減額、免除」 No.3「公共施設の有効活用」 |

| 担当課 | | 施策の方向性を踏まえた事業の実施状況と今後の課題（目標） |
|-----|--------------------|---|
| 13 | 生涯学習課 （美術博物館含む） | 校庭開放事業を土曜日に実施しており、子どもの居場所を提供している。またコミュニティ・スクールでは、子どもが平日・土日を問わずスポーツ及び文化活動を行っている。 美術博物館では、中学生以下の観覧料（入館料）を無料にし、各ワークショップなどを開催するなど芸術・文化に触れながら交流できる場を創出し、施設の有効活用を推進している。 今後も子ども同士が交流できる場として事業を継続実施する必要がある。 |
| | 実施事業 | No.2「公共施設等利用料金の減額、免除」 No.4「放課後子ども教室（キッズスクエア等）」 No.6「コミュニティ・スクールへの支援」 No.9「文化施設における子どもの居場所づくり」 |
| 14 | スポーツ推進課 | 幼稚園児以下を対象とするキッズスペースについては、指定管理者と連携し、未就学児のみの利用としている。 また青少年センターとしての役割から、青少年活動については減額、免除を行っているが、社会体育施設としてスポーツ団体との兼ね合いもあり、免除については今後、検討の必要がある。 |
| | 実施事業 | No.2「公共施設等利用料金の減額、免除」 No.3「公共施設の有効活用」 |
| 15 | 青少年育成課 | 市内全8小学校で「放課後子供教室事業」あしやキッズスクエアを継続実施。放課後に校庭及び校舎内を利用し、地域の方々の見守り等の参画のもと、児童が安心して過ごせる安全な居場所を、延べ1,343日提供した。地域・企業・高校・大学等の協働による多様な「体験プログラム」については、コロナ禍での「居場所づくり」の継続を優先した結果、開催数が減少しているが、今後、オンラインの活用等で、児童に引き続き様々な体験の機会を提供していくことが、課題である。 登録児童数合計1,585人（36.2%） 1校あたりの平均参加児童数18人／1日 年間プログラム開催数106回 地域見守りスタッフ マネージャー1人及び安全管理員2人／日 子ども会連絡協議会では、令和2年度に続き、企画していたほとんどの活動について、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止となったが、令和3年度は、春のバス旅行のみ開催でき、支援を実施した。 春のバス旅行 どうぶつ王国・青少年科学館 22人 |
| | 実施事業 | No.4「放課後子ども教室（キッズスクエア等）」 No.5「子ども会への支援」 |
| 16 | 市民センター （公民館含む） | 公民館事業として、「夏休み子ども教室」と「親子ひろば」を実施。「夏休み子ども教室」では日本舞踊、茶道の和文文化体験や、写真教室、料理教室など全15種類の教室を開講し、親子合わせて延べ387人が参加した。『親子ひろば』ではボランティアグループによるクリスマス会を実施し、大型の紙芝居と人形劇、コンサートを行い、23人が参加した。今後も子どもの居場所づくりができるような事業を継続したい。 |
| | 実施事業 | No.9「文化施設における子どもの居場所づくり」 |
| 17 | 図書館 | 幼児、小学生対象の事業として「えほんの会」、「こどもおはなしの会」、「夏休み人形劇の会」、「夏休み折り紙教室」を開催した。今後も、新型コロナウイルス感染防止対策を講じながら、「えほんの会」、「こどもおはなしの会」、「打出分室こどもおはなしの会」などの事業の開催回数を増やせるよう努める。 |
| | 実施事業 | No.8「図書館における子どもの居場所づくり」 |

| | | | |
|--------|---|--------|----------------|
| 基本目標3 | すべての子どもの育ちを支える環境の整備 | 施策の方向2 | 安全・安心なまちづくりの推進 |
| 施策の方向性 | 誰もが安全・安心に、そして快適に暮らせるまちづくりを目指し、福祉のまちづくりを推進するとともに、自分たちの地域を自分たちで守る地域の力を高める活動を推進します。 警察、行政、保育所、学校園、地域等関係機関との連携・協力の強化を図り、子ども自らが危険回避できる力を養うための防犯・防災・交通安全教育に今後も引き続き取り組んでいきます。 | | |

| | 担当課 | 施策の方向性を踏まえた事業の実施状況と今後の課題（目標） |
|---|-----------|---|
| 1 | 地域経済振興課 | 令和4年4月から成年年齢が18歳に引き下げられるため、高校生への啓発取組として市内の高校（5校）の2、3年生にチラシを配布した。またクラーク高等学院の2年生に若者の消費者トラブル防止の出前講座（オンライン）を実施した。今後も若年者の消費生活トラブルの増加が懸念されるので、家庭、学校、地域及び関係機関が連携を図り、必要な時期に必要な消費生活の知識を身に着けることができるよう消費者教育の推進に取り組む。 |
| | 実施事業 | No.2「犯罪等、子どもを取り巻く様々な危険性についての教育、啓発」 |
| 2 | 地域福祉課（管理） | 市のホームページの公共施設等バリアフリー情報を最新のものに更新し、安心して外出できるように情報提供を行った。今後も適宜、情報を更新していく。 |
| | 実施事業 | No.3「福祉のまちづくりの推進」 |
| 3 | ほいく課（ほいく） | 不審者への対応について、想定を変えて定期的に防犯訓練を実施したり、芦屋警察の協力を得て防犯訓練を実施したところもあった。その他、火災訓練を毎月、津波を想定した避難訓練を定期的に行い、子どもたちの防犯、災害への対応について意識を高めた。また、市立、私立こども園、保育所の全5歳児に「ぼうさいのしおり」を配布し、日々の教育・保育の中で、冊子を使って犯罪、事故、災害に対する啓発を行った。今後も繰り返し啓発を行い、子どもたちの防犯、防災の意識を高めていく。 |
| | 実施事業 | No.2「犯罪等、子どもを取り巻く様々な危険性についての教育、啓発」 No.6「教育・保育施設における危機管理体制の強化」 |
| 4 | 建設総務課（管理） | 子ども自らが危険回避できるような力を身に付けるため、幼稚園、こども園、保育所、小学校、中学校、特別支援学校で定期的に交通安全教室を開催し、交通安全に関する啓発活動を行った。また、子どもが安全安心に生活できるように下校時には青色回転灯付パトロール車による安全パトロールを実施した。芦屋市通学路交通安全プログラムに基づき学校、PTA、行政、警察、地域との連携により、通学路の点検を定期的に行い安全確保にも努めた。今後も関係機関との連携・協力の下、継続して取組を実施する。 |
| | 実施事業 | No.1「地域主体の防犯活動」 No.3「福祉のまちづくりの推進」 No.4「交通安全の意識向上」 No.5「芦屋市通学路交通安全プログラムの実施」 No.8「安全パトロールの実施」 |

| | 担当課 | 施策の方向性を踏まえた事業の実施状況と今後の課題（目標） |
|----|--------------------|--|
| 5 | 道路・公園課 （旧道路課） | 交通安全施設や公益灯の整備により、より安全な通行や事故防止が図られている。 自転車に係る事故の割合が増加傾向にあることから、自転車通行空間の整備を行った。今後は、整備後において交通ルールが遵守されているかなどを検証し、今後の整備及び周知等を検討していく。 |
| | 実施事業 | No.3「福祉のまちづくりの推進」 No.5「芦屋市通学路交通安全プログラムの実施」 |
| 6 | 道路・公園課 （旧公園緑地課） | 公園施設を安全・安心に利用できるよう、遊具等の適正な維持管理を行った。 公園での適切な遊び方について子ども自らが考え、ふさわしい判断力を養うことができるよう啓発の仕方を工夫する。 |
| | 実施事業 | No.3「福祉のまちづくりの推進」 |
| 7 | 街路樹課 | 街路灯等の設置・整備として新設22灯(LED22灯)、照度アップ等容量変更として95灯(LED95灯)、公益灯LED化計画により236灯の改良を実施した。 近年の予算規模縮小により、計画の見直し等を行っており、整備は進んでいるが、進捗ペースが鈍化していることが今後の課題である。 |
| | 実施事業 | No.3「福祉のまちづくりの推進」 |
| 8 | 防災安全課 | 地域の防災訓練や出前講座、広報等を通して、あしや防災ネットの普及・啓発を行い、登録者数が令和4年3月末時点で10,911件となり、アプリの登録件数は7,024件で昨年度と比較して2,354件増加した。活用方法は、台風接近に伴う避難情報や避難所開設状況などの発信を行い、平時においてもイベント等を周知する有効な手段の一つであり、引き続き、子育て世代など幅広い世代に対して、あしや防災ネットの普及促進をしていく。 |
| | 実施事業 | No.7「あしや防災ネットの運用」 |
| 9 | 建築課 | 保育所施設等の公共施設の改修に際して、障がい者・高齢者・子ども等が安全・安心に利用できるようにユニバーサルデザイン化の充実を図った。今後の公共施設の改修等においても、施設の規模や利用実態等を考慮し、整備を行っていく。 |
| | 実施事業 | No.3「福祉のまちづくりの推進」 |
| 10 | 救急課 | 子どもの急病や事故等が発生した場合、早期に適切な対応ができるよう、保護者及び関係者を対象とした応急手当や救急法の啓発や学習機会の提供を行うことにより、万一の事態に備える体制を整えた。 令和3年度の実績 応急手当講習実施回数 23回（受講者349人） 新型コロナウイルス感染症拡大防止により中止されていた行事やイベント等の再開される傾向に合わせて、関係者の応急手当や救急法のスキルアップのため、DVDや人形の積極的な貸出しを推進する。 |
| | 実施事業 | No.9「救急法の学習」 |

| 担当課 | | 施策の方向性を踏まえた事業の実施状況と今後の課題（目標） |
|-----|-----------|---|
| 11 | 学校教育課 | 芦屋市交通安全プログラムに基づき、山手中学校区内の各小学校（山手小学校・岩園小学校・朝日ヶ丘小学校）の通学路点検を実施した。今年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、事前に情報を集約した箇所を警察と行政の関係各課のみで点検を行い、書面での報告を行った。また、交通安全教室やALSOK防犯教室を計画的に実施し、幼児児童生徒に啓発活動を行った。今後も引き続き計画に基づいた通学路点検や、各種教室を開催していく。 |
| | 実施事業 | No.2「犯罪等、子どもを取り巻く様々な危険性についての教育、啓発」 No.5「芦屋市通学路交通安全プログラムの実施」 No.6「教育・保育施設における危機管理体制の強化」 |
| 12 | 青少年愛護センター | 週2回、主に小学校低学年の下校時に、青色回転灯付防犯パトロール車で下校時の巡回見守りをを行っている。その際、直近に不審者情報を受けた町方面に番地を調べて行き、現場の検証と再発の防止に努めている。青少年育成愛護委員からの見守りやパトロールの報告を受け、公園の樹木、道路等の危険個所の現地確認を行っている。新型コロナウイルス感染症で学校園が休校の際は、地域の公園が密にならないように見守りを行った。今後も、青少年が安全に安心してすごせる地域づくりについての取り組みを行っていく。 |
| | 実施事業 | No.1「地域主体の防犯活動」 No.2「犯罪等、子どもを取り巻く様々な危険性についての教育、啓発」 No.8「安全パトロールの実施」 |

| 基本目標3 | すべての子どもの育ちを支える環境の整備 | 施策の方向3 | 児童虐待防止対策の推進 |
|--------|--|--------|-------------|
| 施策の方向性 | すべての子ども・家庭の相談に対する子ども支援の専門性をもった体制を構築し、子どもの最善の利益を尊重し、相談・支援体制の更なる強化を図るため「子ども家庭総合支援室」を開設します。「子ども家庭総合支援室」では、家庭児童相談室の機能を包含し、要保護児童対策地域協議会の活性化を図り、関係機関の適切な対応と支援者の資質向上に努め、地域の連携体制の充実を図り、虐待の未然防止、早期発見、早期対応に努めます。 | | |

| 担当課 | | 施策の方向性を踏まえた事業の実施状況と今後の課題（目標） |
|-----|------------|--|
| 1 | 子ども家庭総合支援課 | 子育て支援センターの子ども家庭総合支援室では、保健センター・教育委員会等関係機関と連携をとり、支援が必要な児童の早期発見、対応を図り、特に妊娠期からの支援として子育て世代包括支援センターと一体的に支援を行ってきた。子どもと取り巻く環境の複雑化もあり、今後も関係機関との連携を強化し、支援を行っていくとともに、虐待の発生を未然に防ぐため、相談対応を充実していく。 |
| | 実施事業 | No.1「家庭児童相談」 No.2「要保護児童対策地域協議会」 |
| 2 | 学校教育課 | 専門カウンセラー、専門知識をもつ相談員を配置し、電話や面接による相談を実施した。小中学生だけでなく、高校生の相談もあり、中学卒業後のケアにもつながっている実態がある。相談内容については必要があれば、緊急に市内小中学校教職員と情報共有を進め、関連機関とも連携する等、子どもの育ちを支えている。今後も相談体制を整え、指導の充実を目指す。 |
| | 実施事業 | No.3「カウンセリングセンターの電話、面接相談」 |

| | 担当課 | 施策の方向性を踏まえた事業の実施状況と今後の課題（目標） |
|---|------------|--|
| 3 | 打出教育文化センター | 令和3年4月1日より学校教育部の教育相談体制を見直し、一貫した専門的なアドバイスがすぐに受けられるように教育相談の窓口を学校教育課に一本化した。今後も情報提供等連携し、協力体制をとりながら子どもの育ちの支援を行っていく。 |
| | 実施事業 | No.4「教育相談」 |

| | | | |
|--------|---|--------|---------------------|
| 基本目標3 | すべての子どもの育ちを支える環境の整備 | 施策の方向4 | 配慮が必要な子どもとその保護者への支援 |
| 施策の方向性 | 配慮を必要とする子どもの健やかな発達を支援し、安心して地域生活を送ることができるよう、子どもとその保護者に対応するきめ細かな支援の推進を図ります。 | | |

| | 担当課 | 施策の方向性を踏まえた事業の実施状況と今後の課題（目標） |
|---|-------------|---|
| 1 | 障がい福祉課 | 個々の身体状況と特性に応じた関わりの指導や訓練を行い、集団生活への適応や生活の自立を目指して支援をしている。 サポートファイルについては、窓口での療育手帳交付時や家庭療育支援講座での案内等、普及啓発に取り組んだ。機能訓練については、希望者が増加し待機が長期化していることが課題である。そのため令和4年度からは、待機解消の方策の一つとして、すすく学級の場所を借りて訓練を実施できるような調整を行った。今後も、新規対象者の受入れが広がるような体制や方策を検討していく。療育支援相談では、療育に関係する庁内外の機関の間で情報共有を図り、相互の連携による一体的・継続的な支援を得られるよう、引き続き取り組む必要がある。 |
| | 実施事業 | No.5「療育支援相談事業」 No.6「障がい児機能訓練事業」 No.8「サポートファイルの普及・啓発」 |
| 2 | 子育て政策課（こども） | 「早期療育訓練の実施」については、「芦屋市立すすく学級」において、心身の発達に支援の必要な乳幼児に対し、身辺自立や集団適応を目標に、発達相談・言語訓練・親教室・育児相談などを取り入れ、療育訓練を行った（利用者数：23人）。 また、通所による療育訓練を行った。 「療育支援相談事業」については、「療育支援相談」の会議に出席するなど、他課と情報交換及び今後の支援について協議した。また、継続的な個別相談及び関係機関が関わっている子どもについて、情報を共有し、医師等の専門職の助言を得ながら、必要な支援について検討をしていく。 「サポートファイルの普及・啓発」については、障害児通所支援申請時に窓口で、保護者にサポートファイルを渡し、活用について説明した（配布数：1件）。 保護者とともに支援者が連携を図り、途切れない支援を行うことができるよう、サポートファイルの普及・啓発を行い、有効活用に向けた取組の検討をしていく。 |
| | 実施事業 | No.1「早期療育訓練の実施」 No.5「療育支援相談事業」 No.8「サポートファイルの普及・啓発」 |

| 担当課 | | 施策の方向性を踏まえた事業の実施状況と今後の課題（目標） |
|-----|---------------|---|
| 3 | ほいく課 (ほいく) | 新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点より、年4回開催予定のインクルーシブ教育・保育研修会が2回の開催になった。研修会では、配慮を必要とする子どもの姿を読み取り、支援の方法についてグループワーク、検討、協議を行い、医師の助言を受けながら、より良い支援につなげていった。また、医療的ケアを必要とする子どもについては、「医療的ケア児保育支援会議」を開催し、医師、保健師等関係機関と連携し、情報共有やより良いケアにつながるよう確認を行った。サポートファイルについては、保護者に声をかけ、必要とする家庭に配布した。今後も感染状況を見て対策を講じながら、研修会を開催できるようにする。 |
| | 実施事業 | No.2「インクルーシブ教育・保育」 No.3「医療的ケア児教育・保育」 No.5「療育支援相談事業」 No.8「サポートファイルの普及・啓発」 |
| 4 | 健康課 | 保護者とともに支援者が連携を図り、途切れない支援を行うことができるよう、サポートファイルの普及・啓発を行い、有効活用に向けた取組の検討を行う。 保健センター窓口をサポートファイルを常備しており、窓口に来所された方に配布を行っている（配布数：3件）。また、地区担当保健師が必要な方へはサポートファイルの情報提供を行っている。 |
| | 実施事業 | No.5「療育支援相談事業」 No.8「サポートファイルの普及・啓発」 |
| 5 | 市立芦屋病院 | 文字が覚えられない等学習で悩む原則年長児から小学6年生までの児童を対象に小児科医及びリハビリテーション科技師が、学習を困難にしている原因を明らかにし、その子どもにあった学習方法を見つけ支援を行っている。令和3年度は913件、前年度（864件）比5.7%増加した。新型コロナウイルス感染症拡大の状況下であっても増加傾向を示しており、新規のかたや他府県からの受診もある。 |
| | 実施事業 | No.7「学習支援外来による医療支援」 |
| 6 | 学校教育課 | 支援が必要な子どもについては、特別支援センター専門指導員による巡回指導による支援を行うとともに、必要に応じて医師からの助言を受け、支援の方向性の確認や情報共有を保護者も共に行うなど、個別の支援内容の充実を図った。また、長期的な視点で幼児の教育的支援・個々の実態に合わせた個別の教育支援計画を作成した。日本語指導を必要とする外国人児童生徒等にボランティアを配置し、日本語指導や学習・生活支援を行った。日本語指導を必要とする児童生徒数は増加傾向にあり、ニーズに即応するための支援人材の安定確保が必要である。 |
| | 実施事業 | No.2「インクルーシブ教育・保育」 No.3「医療的ケア児教育・保育」 No.4「特別支援教育センターの相談」 No.5「療育支援相談事業」 No.8「サポートファイルの普及・啓発」 No.9「日本語指導支援ボランティア」 No.10「外国人児童生徒等に対する教育支援事業」 |

施策の方向性を踏まえた事業の実施状況と今後の課題等について

基本目標 4

| 基本目標 4 | | 仕事と子育ての両立の推進 | 施策の方向 1 | 仕事と子育ての両立を図るための環境の整備 |
|--------|--------------------|---|---------|----------------------|
| 施策の方向性 | | 仕事と子育てを両立する上で、保育サービスの充実に加え、企業等における子育てへの支援が重要になります。仕事優先型の働き方の見直しや子育てしやすい職場環境づくりを浸透、定着させることができるよう、市民や事業主に対する意識啓発を進めていきます。 また、次世代育成支援対策推進法が令和7年3月までの10年間の時限立法として延長されたことを受け、事業主に対し、一般事業主行動計画の策定を周知します。 | | |
| | 担当課 | 施策の方向性を踏まえた事業の実施状況と今後の課題（目標） | | |
| 1 | 人権・男女共生課 （男女共生） | 子どもと一緒に参加する工作講座や、乳幼児期の育児に関する講座、父親同士での交流を目的とした事業等の定期的な開催を通じて、父親が子育てに関わりをもち、現状の生活や働き方を見直す機会を提供することができた。父親向けの講座・事業について、他の事業に参加している母親を通じて参加を呼びかけるなど周知を行っているが、子育てへの関わりが少ない父親をどのようにして講座の参加につなげるかが課題である。 また男性の働き方の見直しについては、職場環境などの外的要因が関係していることが多く、個人で解決することが難しいため、事業者向けの講座を企画・実施するなど、啓発方法の検討が必要である。 | | |
| | 実施事業 | No.1「父親の子育てに対する積極的参加の促進」 No.6「多様な働き方の啓発」 | | |
| 2 | 地域経済振興課 | 国や関係機関が作成するポスターの掲示、チラシ配布や市ホームページにリンクを掲載し啓発に努めた。また、西宮市、尼崎市、各市商工会等、兵庫県と共催でワークライフバランスに関するセミナーを実施した。 また、働き方に関する法令等や相談窓口などの最新情報をチラシ等での啓発の実施や、企業や自治体で実際に労務等に従事するかたへの啓発を実施した。商工会などと連携し市内の事業者への啓発をより進めたい。 また、多様な働き方の支援につながるコワーキングスペース事業を芦屋市商工会に業務委託しており、女性向けの勉強会の開催、web上での動画配信による勉強会など、参加者に合わせた事業を実施している。今後も参加者の特性に合わせたコンテンツを提供できるよう工夫する。 | | |
| | 実施事業 | No.6「多様な働き方の啓発」 | | |
| 3 | ほいく課 （施設運営） | 市内全施設で時間外保育事業（延長保育事業）を実施しており、希望者全員が利用できる環境が整っている。今後も保護者の仕事と子育ての両立を図るため、多様なニーズに対応できるよう継続して実施していく。 病児保育事業については、令和3年度より精道こども園内で新たに事業を開始し、提供体制を確保することができた。引き続き周知などにより利用を促すと共に、利便性の向上に努めていく。 | | |
| | 実施事業 | No.2「時間外保育事業」 No.3「病児保育事業(病児対応型)」 No.4「病児保育事業(体調不良児対応型)」 | | |
| 4 | ほいく課 （ほいく） | 新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点より、運動会や生活発表会には参加人数の制限行いながら開催した。昨年度と変わらず土曜日開催にしているため、父親の参加も多かった。今後は感染状況を見ながら必要な対策を講じ行事を開催し、参加を促せるようにしていく。 | | |
| | 実施事業 | No.1「父親の子育てに対する積極的参加の促進」 | | |

| 担当課 | | 施策の方向性を踏まえた事業の実施状況と今後の課題（目標） |
|-----|------------|--|
| 5 | 子ども家庭総合支援課 | 土曜日の「つどいのひろば」への男性の参加者が増えている。今後も子育てセンターで土曜日に父親参加型のイベントを実施するなど、継続的に父親が育児参加できるよう日頃の事業から声をかけ、参加しやすい環境を作っていく。 |
| | 実施事業 | No.1「父親の子育てに対する積極的参加の促進」 |
| 6 | 健康課 | プレおや教室を土曜日・日曜日に開催している（「沐浴クラス」実施回数6回 参加延べ人数115人 「出産準備クラス」実施回数5回 参加延べ人数87人）。父親になる準備としてパートナーとの参加を促し、母親だけでなく、パートナーとともに参加されている。 |
| | 実施事業 | No.1「父親の子育てに対する積極的参加の促進」 |
| 7 | 学校教育課 | 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、1学期の土曜参観は中止となったが、運動参観日、音楽参観日は、感染拡大防止対策を講じて開催し、父親も参観、参加できる機会となった。今後も、父親が子どもと関わったり、参加しやすい内容のイベントを行ったりして、父親の子育てへの参加促進を図る。 |
| | 実施事業 | No.1「父親の子育てに対する積極的参加の促進」 |
| 8 | 青少年育成課 | 放課後児童健全育成事業について、8校のうち4校を民間事業者継続して委託した。また、精道小学校に1学級増設し、待機児童を0人とした（全体入会者数752人（4月1日現在）【低学年620人・高学年132人】）。今後、学校敷地内で専有の保育スペースの確保をし、待機児童を出さない対策が求められる。 |
| | 実施事業 | No.5「放課後児童健全育成事業」 |

| 基本目標 4 | 仕事と子育ての両立の推進 | 施策の方向 2 | 産休・育休からの復帰が円滑にできる環境の整備 |
|--------|--|---------|------------------------|
| 施策の方向性 | 女性が働きながら子育てを行うために、保育サービスなどの充実は必要不可欠であることから、認定こども園等の整備による入所待ち児童の解消に努め、受皿を確保するとともに、子どもにとって良好な教育・保育環境となる質の確保に努めます。 また、保護者が産休・育休から希望する時期に復職できるよう、利用者支援事業等において、適切な助言を行います。 | | |

| 担当課 | | 施策の方向性を踏まえた事業の実施状況と今後の課題（目標） |
|-----|---------|--|
| 1 | 地域経済振興課 | 国や関係機関が作成するポスターの掲示、チラシ配布や市ホームページにリンクを掲載し啓発に努めた。また、西宮市、尼崎市、各市商工会等、兵庫県と共催でワークライフバランスに関するセミナーを実施した。働き方に関する法令等や相談窓口などの最新情報をチラシ等での啓発の実施や、企業や自治体で実際に労務等に従事するかたへ啓発を実施した。商工会などと連携し市内の事業者への啓発をより進めたい。 |
| | 実施事業 | No.1「育児休業制度等の普及促進」 No.2「再雇用制度の普及促進」 |

| 担当課 | | 施策の方向性を踏まえた事業の実施状況と今後の課題（目標） |
|-----|--------------|---|
| 2 | ほいく課 （入所） | 育児休暇を長期間に渡り取得する保護者が増加傾向であり、復職を希望する時期が多様化しているため、保護者が復職に際し、希望する時期における入所状況（定員や入所者数）に関する情報提供を相談業務の中で行い、スムーズに復職できるように子育て支援を行った。また、入所後も子育てと仕事の両立ができるよう保育所での生活等も含めて、相談業務を行った。今後の課題としては、保育施設の施設整備が進んでいるものの、希望する時期に復職するのが難しい場合もあるが、受け入れ可能な施設を案内し、入所率の向上を目指す。 |
| | 実施事業 | No.3「利用者支援事業」 |
| 3 | 健康課 | 子育て世代包括支援センターを開設し、利用者支援事業(母子保健型)を実施している（相談延べ人数110人）。保健師が常駐し、妊娠期から子育て期への切れ目のない支援の実現に努めている。 |
| | 実施事業 | No.3「利用者支援事業」 |